

諮 問 事 項

- ① 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定による騒音を規制する地域の指定について

- ② 振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定による振動を規制する地域の指定について

- ③ 環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定による地域（騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域）の指定について

①里庄町における騒音規制法の規定による騒音を規制する地域の指定について（案）

1 騒音規制法（以下「法」という。）第3条第1項の規定による騒音を規制する地域

里庄町全域

2 区域の区分（詳細は別図のとおり）

（1）法第4条第1項の規定による特定工場等に係る区域の区分

第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
—	新庄グリーンクレスト及び浜中の一部	第2種区域及び第4種区域以外の区域	新庄の一部

（2）「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）の別表に掲げる特定建設作業に係る区域の区分

第1号区域	第2号区域
騒音に係る指定地域のうち第2種区域及び第3種区域の全域並びに第4種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域	第1号区域以外の区域

（3）「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年総理府令第15号）の別表の備考に掲げる自動車騒音の限度に係る区域の区分

a区域	b区域	c区域
新庄グリーンクレスト及び浜中の一部	—	a区域以外の区域

【参考】規制基準

1 特定工場等に係る規制基準

時間区分		区域の区分			
		第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
昼	7:00～20:00	50 dB	60 dB	65 dB	70 dB
朝夕	5:00～7:00 20:00～22:00	45 dB	50 dB	60 dB	65 dB
夜	22:00～ 翌日の5:00	40 dB	45 dB	50 dB	55 dB

※備考 第2種区域、第3種区域又は第4種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mにおける当該基準は、上記の値から5dBを減じた値とする。

2 特定建設作業に係る規制基準

規制種別	区域の区分	
	第1号区域	第2号区域
区域区分	騒音に係る指定地域のうち第1種区域、第2種区域及び第3種区域の全域並びに第4種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域	第1号区域以外の区域
基準値	85 dB	85 dB
作業時間	19:00～翌日7:00の時間内でないこと	22:00～翌日6:00の時間内でないこと
作業期間	1日当たり10時間を超えないこと	1日当たり14時間を超えないこと
	連続6日を超えないこと	連続6日を超えないこと
作業日	日曜日その他の休日でないこと	日曜日その他の休日でないこと

3 自動車騒音に係る要請限度

時間区分		区域の区分				
		a区域		b区域		c区域
		1車線	2車線以上	1車線	2車線以上	1車線以上
昼	6:00～22:00	65 dB	70 dB	65 dB	75 dB	75 dB
夜	22:00～ 翌日の6:00	55 dB	65 dB	55 dB	70 dB	70 dB
上記のうち幹線交通を担う道路に近接する空間については、次の値が適用される。 昼 75 dB 夜 70 dB						
【幹線交通を担う道路に近接する空間】 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の市町村道において、2車線以下の場合 は道路端から15mの範囲、3車線以上の場合には道路端から20mの範囲						

②里庄町における振動規制法の規定による振動を規制する地域の指定について（案）

1 振動規制法（以下「法」という。）第3条第1項の規定による振動を規制する地域

里庄町全域

2 区域の区分（詳細は別図のとおり）

（1）法第4条第1項に規定する特定工場等に係る区域の区分

第1種区域	第2種区域
新庄グリーンクレスト及び浜中の一部	第1種区域以外の区域

（2）振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号。以下「規則」という。）

別表第1の付表第1号に掲げる特定建設作業に係る区域の区分

第1号区域	第2号区域
騒音に係る指定地域のうち第2種区域及び第3種区域の全域並びに第4種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域	第1号区域以外の区域

（3）規則別表第2の備考1に掲げる道路交通振動の限度に係る区域の区分

第1種区域	第2種区域
新庄グリーンクレスト及び浜中の一部	第1種区域以外の区域

【参考】規制基準

1 特定工場等に係る振動の規制基準

振動	時間区分		第1種区域	第2種区域
	昼	7:00～20:00	60 dB	65 dB
	夜	20:00～ 翌日の7:00	55 dB	60 dB

※備考 学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mにおける当該基準は、上記の値から5dBを減じた値とする。

2 特定建設作業に係る規制基準

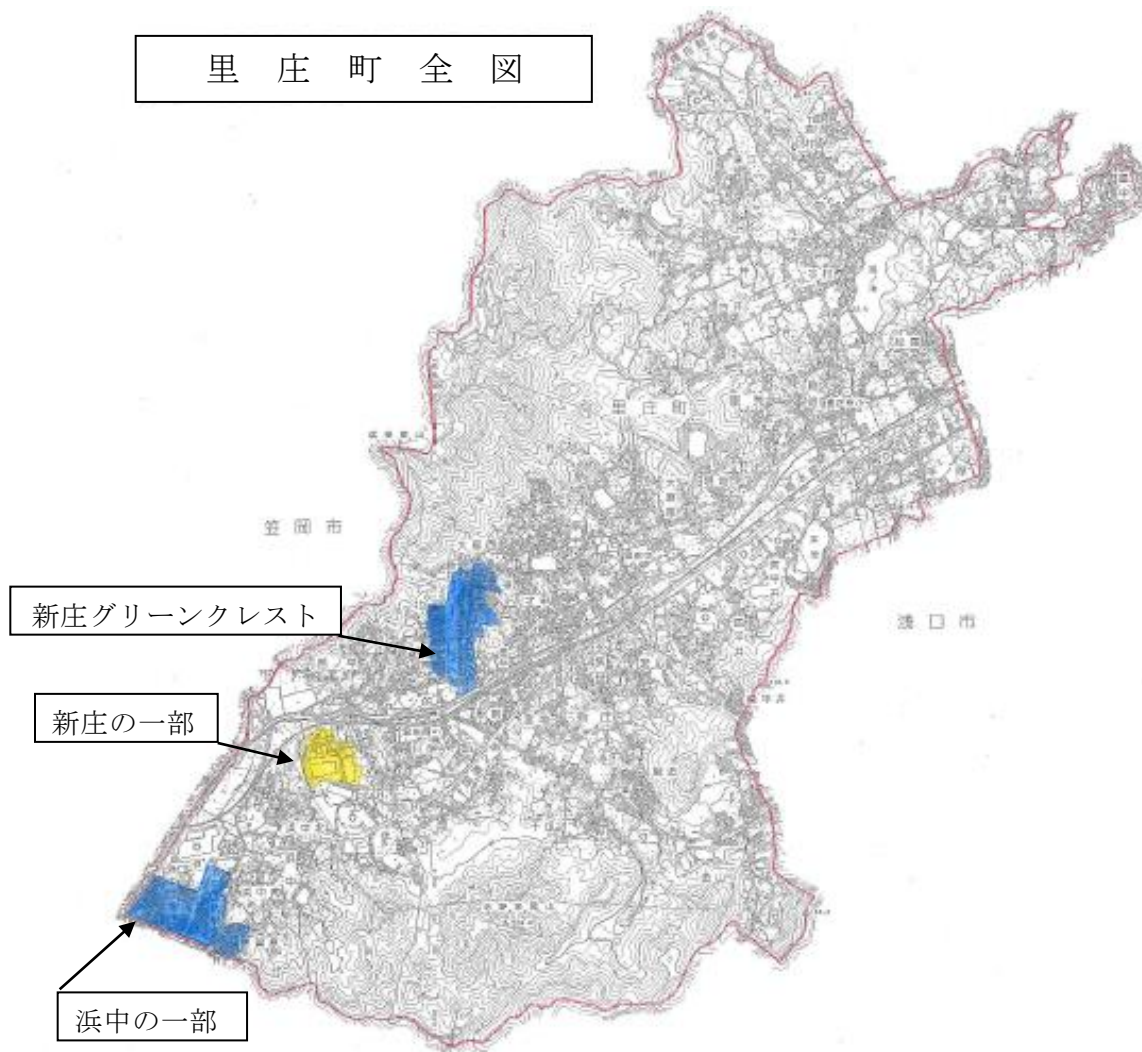
規制種別	区域の区分	
	第1号区域	第2号区域
区域区分	騒音に係る指定地域のうち第1種区域、第2種区域、第3種区域の全域並びに第4種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域	第1号区域以外の区域
基準値	75 dB	75 dB
作業時間	19:00～翌日7:00の時間内でないこと	22:00～翌日6:00の時間内でないこと
作業期間	1日当たり10時間を超えないこと	1日当たり14時間を超えないこと
	連続6日を超えないこと	連続6日を超えないこと
作業日	日曜日その他の休日でないこと	日曜日その他の休日でないこと

3 道路交通振動に係る要請限度

時間区分		第1種区域	第2種区域
昼	7:00～20:00	65 dB	70 dB
夜	20:00～翌日の7:00	60 dB	65 dB

【別図：騒音規制法及び振動規制法関係】

里庄町全図



青：新庄グリーンcrest及び浜中の一部（浜中団地及び君賀原団地）

黄：新庄の一部（グリーンテクノ工業団地）

③里庄町における環境基本法の規定による騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定について（案）

○ 騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域（詳細は別図のとおり）

	類型A A	類型A	類型B	類型C
里庄町 全 域	—	新庄グリーン クレスト及び 浜中の一部	—	類型A以外の 地域

【参考】騒音に係る環境基準

一般地域の環境基準

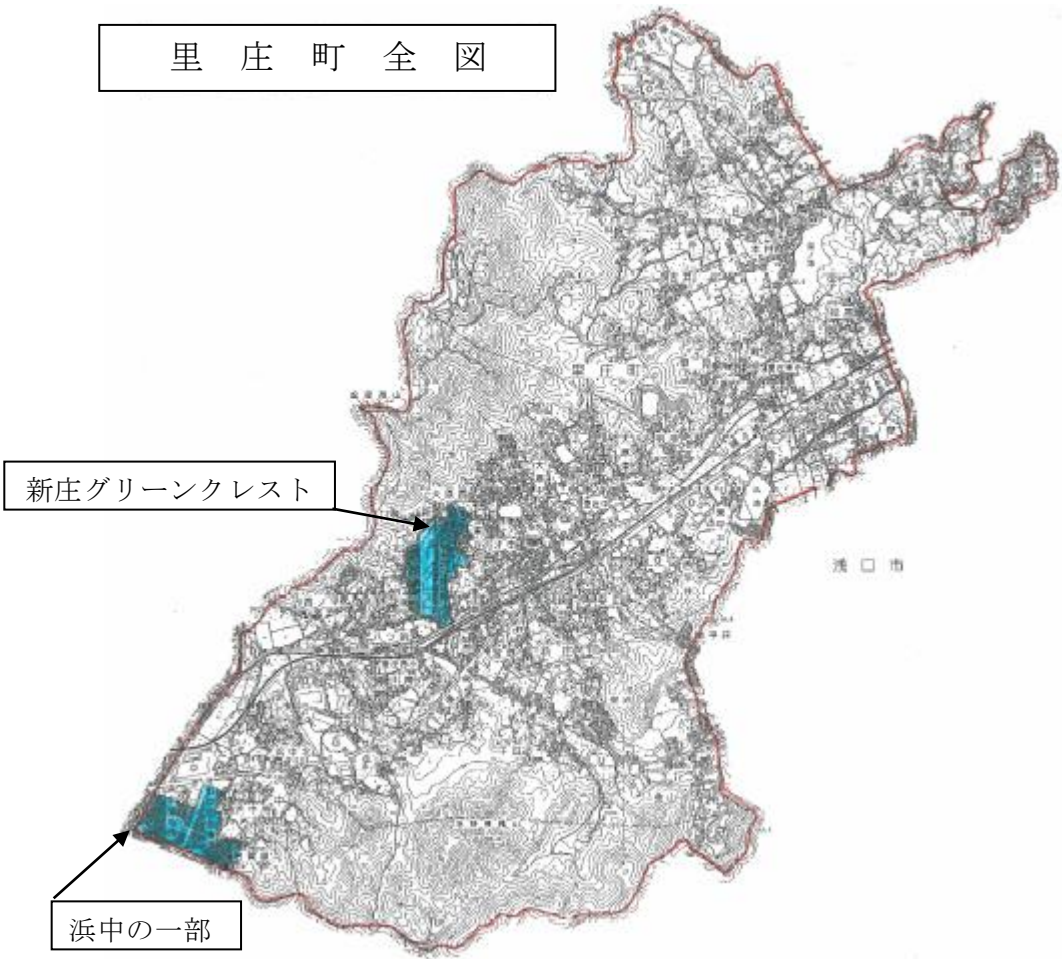
時間区分		類型A A	類型A	類型B	類型C
昼間	6:00～22:00	50 dB 以下	55 dB 以下	55 dB 以下	60 dB 以下
夜間	22:00～ 翌日の 6:00	40 dB 以下	45 dB 以下	45 dB 以下	50 dB 以下

道路に面する地域の環境基準

時間区分		類型A A	類型A	類型B	類型C
			2車線以上の車線 を有する道路	2車線以上の車線 を有する道路	車線を有する道路
昼間	6:00～22:00		60dB 以下	65dB 以下	65dB 以下
夜間	22:00～ 翌日の 6:00		55dB 以下	60dB 以下	60dB 以下
【幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準】					
昼間		6:00～22:00	70dB 以下		
夜間		22:00～翌日の 6:00	65dB 以下		
個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間：45dB 以下、夜間：40dB 以下）によることができる。					

【別図：環境基本法関係】

里庄町全図



青：新庄グリーンcrest及び浜中の一部（浜中団地及び君賀原団地）